

# 高教組速報

2020年度

第1号

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL (095) 827-5882

2020年4月21日

文責 寺田 杉

## 新型コロナウイルス感染症にかかる 教職員の勤務及び休暇の取扱いについて

国の緊急事態宣言を踏まえ、県教委は4月21(22)日から5月6日まで県立学校を臨時休業としました。今回の臨時休業にかかる標記の通知については、20日夕刻に発出され、本日朝に各学校で説明がされているようです。高教組本部は県教委から通知を入手し、前回の通知と異なる点について県教委と確認しました。今回の通知内容のポイントをまとめました。

### <在宅勤務について>

#### 臨時休業中、すべての教職員が利用できます

非常勤講師等の会計年度任用職員を含むすべての教職員が在宅勤務をすることができます。

◎4/20付の通知で対象者のウは「校務運営上支障がないと認められる職員」とされていますが、県教委は職場で「3密」を避けることが目的と説明していますので職

場にいないればできない業務に従事する人以外は利用できます。

◎非常勤講師は、授業が実施されていなくても在宅で教材研究や課題作成等を行えば、報酬が支給されます。

◎手続きとしては、在宅勤務利用申請書を提出し、後日、業務実施報告書を出すことになります。

#### ※基礎疾患があったり妊娠している教職員（対象者のイ）について

取得期間は「当面の間」。県教委はこの「当面の間」を、臨時休業終了までの限定ではなく、本人が体調等について学校と相談しその期間は学校が判断すると説明していますので、臨時休業終了後も利用が可能です。

### <休暇について> 基本は前回の臨時休業にかかる通知と同じです。

#### 再任用や臨任を含む一般の教職員が感染した場合は病気休暇

#### 本人やその親族に発熱等の風邪症状が見られる場合は特別休暇

※非常勤講師等会計年度任用職員については、本人が感染または本人や家族に発熱等の風邪症状があって自宅待機となる場合のいずれも有給休暇です。申請は「有給休暇特別休暇願」を提出します。）

新型コロナウイルス感染が拡大する状況で、学校がクラスター発生場所とならないよう設置者の責任での条件整備が急務です。生徒や教職員のいのちと健康を守ることを第一に慎重な感染防止対策が求められています。

高教組は、近日中に、再度の一斉休校の問題も含めて、県教委に申し入れを行う予定です。県教委に要望したい事項や疑問については、高教組本部にご連絡ください。